

○八千代市産業振興基本条例

平成20年6月26日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、産業の発展が地域の活性化及び市民生活の向上に寄与するものであることにかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業の健全な発展を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で経済活動を行うものをいう。
- (2) 産業経済団体 商工会議所、農業協同組合、商店会、工業団体その他の市内における産業の発展に寄与する団体をいう。

(基本方針)

第3条 産業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善に向けた事業者の自助努力を基に、市、事業者、産業経済団体及び市民が協力して推進することを基本方針とする。

2 産業の振興は、前項に規定するもののほか、商業、工業、農業及び観光については、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 商業については、少子高齢化社会における市民の消費生活を支えるとともに、店舗の規模、営業形態等の違いによらず共存共栄による活性化を図る。
- (2) 工業については、良好な操業環境及び就労環境の確保に努めるとともに、産官学民の連携、新規事業の創出、技術の革新、生産性の向上等による振興を図る。
- (3) 農業については、優良農地の確保、経営の安定化、安全かつ良質な農産物の供給及び環境にやさしい農業に努めるとともに、都市型農業の振興を図る。
- (4) 観光については、観光資源の創出、観光情報の収集及び発信並びに体験型観光の拡充に努めるとともに、交流人口の増加を図る。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため必要な産業の振興に関する施策を推進し、その施策の実施に当たっては、国及び千葉県その他の地方公共団体との連携並びに事業者、産業経済団体、大学等の研究機関及び市民との協働に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、周辺の生活環境との調和並びに市民生活の安定及び安全確保に十分配慮するとともに、自らの事業の発展に努めるものとする。

- 2 事業者は、産業の振興に中心的役割を果たす商工会議所、農業協同組合、商店会、工業団体等に積極的に加入するよう努めるとともに、市及び産業経済団体が行う産業の振興に関する事業の推進に協力するよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、市が行う産業の振興に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 産業経済団体は、自らの活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、産業の発展が地域社会を活性化し、市民生活の向上につながることを認識し、産業の発展に協力するよう努めるものとする。

(産業振興審議会)

第8条 産業の振興を推進するため、八千代市産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、産業の振興に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略